

○白老町乳幼児等医療費の助成に関する条例

昭和48年9月22日

条例第27号

改正 昭和48年10月16日条例第33号
昭和53年12月23日条例第42号
昭和57年12月29日条例第48号
昭和59年10月1日条例第27号
平成元年12月25日条例第53号
平成6年12月20日条例第29号
平成11年3月18日条例第5号
平成12年3月29日条例第20号
平成12年12月18日条例第45号
平成14年9月24日条例第24号
平成16年6月28日条例第13号
平成18年9月27日条例第26号
平成20年3月24日条例第7号
平成20年6月20日条例第26号
平成20年11月19日条例第36号
平成21年3月23日条例第18号
平成24年3月19日条例第2号
平成24年3月19日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児等医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児等 満12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (2) 保護者 乳幼児等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で現に乳幼児等を監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (4) 附加給付 医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち、当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては、同法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。
- (5) 医療費 対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をい

う。

(6) 基本利用料 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

(7) 食事療養標準負担額 健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(8) 一部負担金 規則で定める一部負担金をいう。

（受給資格者）

第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、本町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき記録されている世帯に属する乳幼児等とする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児等

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児等

(3) 所得の額が規則で定める額以上である保護者（乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。）に監護されている乳幼児等

（受給資格者の認定）

第4条 保護者は、町長に受給資格者の認定を申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。

（助成の範囲）

第5条 町長は、第4条の規定により受給資格者の認定を受けた者に係る医療費から一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び附加給付される額を控除して得た額（以下「助成額」という。）を保護者に対して助成する。ただし、満6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者にあつては、入院及び指定訪問看護に係る助成額に限り、保護者に対して助成する。

2 町長は、第2条第6号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

（助成の申請）

第6条 前条の助成は、町長がその額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。ただし、町長が必要であると認めたときは、助成する額を受給者に支給することにより行うことができる。

（届出の義務）

第7条 受給資格者が、その資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があつたときは、保護者は、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

（助成金の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正な行為により、第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年10月16日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和53年12月23日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第2条第1号、第5条及び第6条の規定は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月29日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年10月1日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年12月25日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年12月20日条例第29号）
（施行期日）

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

（標準負担額に関する経過措置）

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円（健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）」とする。

附 則（平成11年3月18日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第20号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月18日条例第45号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年9月24日条例第24号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年6月28日条例第13号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月27日条例第26号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月20日条例第26号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年11月19日条例第36号）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月23日条例第18号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日条例第2号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年3月19日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○白老町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則

昭和60年10月1日

規則第28号

改正 平成2年2月15日規則第8号

平成6年12月20日規則第22号

平成12年3月31日規則第13号

平成16年10月1日規則第16号

平成18年3月31日規則第13号

平成18年9月29日規則第24号

平成20年3月31日規則第8号

平成20年10月1日規則第32号

平成20年12月30日規則第40号

平成21年4月1日規則第17号

平成27年12月30日規則第23号

平成28年4月1日規則第6号

白老町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和53年規則第27号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、白老町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（一部負担金）

第1条の2 条例第2条第8号の規定による一部負担金は次のとおりとする。

- (1) 受給者が3歳未満（3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの期間を含む。）又はその属する世帯員全員が町民税非課税者の場合 初診時一部負担金（医科診療に係るときは初診1件につき580円、歯科診療に係るときは初診1件につき510円）
- (2) 前号に掲げる以外の場合 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額（基本利用料及び食費療養標準負担額を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず12,000円とする。

（一部負担金と基本利用料の合算）

第1条の3 前条第2号の場合であって受給者が条例第2条第6号に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

（所得の額等）

第1条の4 条例第3条第3号に規定する所得の額は、前年の所得（1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。）とし、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第11条において準用する同令第1条に定める額（第11条において読み替えた後の額）とする。

2 条例第3条第3号に規定する所得の範囲は、児童手当法施行令第11条において準用する同令第2条の規定によるものとする。

3 条例第3条第3号に規定する所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第11条において準用する同令第3条の規定によるものとする。

(受給者証の交付申請)

第2条 医療費の助成を受けようとする者は、乳幼児等医療費受給資格認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類(以下「被保険者証等」という。)

(2) 条例第3条第3号に規定する保護者(乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。)の所得の状況が明らかにする書類

(3) 規則第1条の2第1号に規定する者(その属する世帯員全員が町民税非課税者に限る。)にあつては、世帯全員が町民税非課税者であることを確認できる書類

2 町長は、前項の規定にかかわらず申請書に添付すべき書類の内容が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給者証の交付及び通知)

第3条 前条の規定により申請書を受理し、その者が条例第3条に規定する医療費の助成を受けることができる者であると認めるときは、乳幼児等医療費受給者証受給者番号払出簿(様式第2号)により受給者番号を払い出すとともに乳幼児等医療費受給者証(様式第3号)を交付するものとする。

2 前項の規定による申請書を審査し、その結果が条例第3条の規定に該当しないことを確認したときは、当該申請者に乳幼児等医療費受給者証交付申請却下通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 第1項の受給者証は毎年更新するものとし、その期間は7月1日から同月31日までの間とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(備付帳簿等)

第4条 町長は、次の各号に掲げる帳簿を備えなければならない。

(1) 乳幼児等医療費受給者証受給者番号払出簿

(2) 乳幼児等医療費受給資格認定申請書(台帳)

(3) 第三者行為等の返還等整理簿(様式第11号)

(受給者証の提示)

第5条 受給者が医療機関等において医療を受けようとするときは、受給者証に被保険者証等を添えて提示しなければならない。

(助成金の支払)

第6条 助成金は、次の各号により支払うものとする。

(1) 町長が医療費の助成に関し協定を締結した医療取扱機関(以下「協定医療機関」という。)において受給者が診療を受けたとき(次号に該当する場合を除く。)は、当該協定医療機関

(2) 受給者が協定医療機関以外の医療機関等において医療を受けたとき又は条例により助成を受けることができる額を支払って協定医療機関において医療を受けたときは、受給者の保護者

2 条例第5条第3項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は令第15条第3項（同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。）に規定する額とする。

（医療費の支給申請）

第7条 医療費の助成を受けようとする者は、乳幼児等医療費支給申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 医療保険法各法による被保険者証又は組合員証
- (2) 受給者証
- (3) 医療機関等において発行する領収書
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して2年以内とする。

（支給の決定及び通知）

第8条 前条の規定による申請書を受理したときは、審査のうえ支給額を決定し、乳幼児等医療費支給決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、助成の対象でないことを確認したときは、乳幼児等医療費支給申請却下通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の支払期日）

第9条 前条第1項の規定により助成金を支払う旨決定した者に対しては、申請書を受理した日の属する月の翌月の末日までに支払うものとする。

（届出等の義務）

第10条 受給者の氏名、住所又は加入している医療保険の種類等を変更したときは、乳幼児等医療費受給資格変更届（様式第8号）により速やかに町長に届け出なければならない。

2 受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、乳幼児等医療費受給者証再交付申請書（様式第9号）を速やかに町長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 乳幼児等医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第三者の行為による傷病届（様式第10号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

（受給資格の喪失及び受給者証の返還）

第11条 受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、乳幼児等医療費受給資格喪失届（様式第8号）に受給者証を添えて速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 町内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 条例第3条各号の規定に該当するに至ったとき。

（届出がない場合の受給事由の消滅の処理）

第12条 条例第7条の規定による届出がない場合においても、現有公簿等により受給者が条例第3条の規定に該当しなくなったこと、又は死亡したことを確認したときは、職権で受給事由の消滅の処理を行うことができる。

2 前項の場合において、受給者が条例第3条の規定に該当しなくなったときは、乳幼児等医療費受給事由消滅通知書（様式第12号）により、受給事由を消滅させられた者に通知しなければならない。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年2月15日規則第8号）

この規則は、平成2年2月1日から施行する。

附 則（平成6年12月30日規則第22号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第13号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日規則第16号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第13号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第24号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日規則第32号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月30日規則第40号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第17号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月30日規則第23号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。